

京都府緊急事態措置協力金FAQ

項目	質問	回答
1	要請に応じた場合、協力金の支給対象者を教えてください。	飲食店、特定大規模施設の運営事業者及びテナント事業者です。 なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人は除きます。
2	テナント事業者の定義は何か。	契約に基づき特定大規模施設又はイベント関連施設の区画を賃借し、又は分譲を受けて、一般消費者向けに、大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む者をいいます（飲食店又として協力金の支給を受ける者及び特定百貨店店舗を営む者は除きます）。
3	特定百貨店店舗とは何か。	床面積が1,000㎡を超える百貨店等において、事業を営む店舗で、店舗の売上げがいったん百貨店等に計上され、その後分配される消化仕入契約による店舗で、取引先の単一ブランド商品を専門的に取り扱い、一般消費者が認識できるよう当該ブランド名を掲出し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗（売場）をいいます。 なお、消化仕入契約であっても、棚単位で取り扱うブランドが異なる場合は除きます。
4	特定百貨店店舗に対する協力金はどうなるのか。	百貨店等の運営事業者に対し、特定百貨店店舗数に応じて協力金が支給されます。 特定百貨店店舗の運営事業者は、協力金の支給対象者ではありません。
5	特定大規模施設以外の要請対象大規模施設の運営事業者は、協力金の支給対象者ではないのか。	本協力金の支給対象者ではありませんが、国の補助制度の対象となる可能性があります。 ・ARTS for the future!事業 博物館、美術館、水族館、動物園等での展示活動のキャンセル料補助等。詳細はARTS for the future!事務局へお尋ねください。 電話番号:0120-21-0335 ・J-LODlive2（キャンセル料支援） 公演や展示会の延期・中止、遊園地・テーマパークの休園に伴うキャンセル料補助等。詳細はJ-LODlive2事務局へお尋ねください。 電話場号:0120-68-7322
6	要請期間中、全ての日において、要請に応じなければ協力金は支給されないのか。	要請期間中の全ての日において要請に御協力ください。 事情により協力開始が遅れた場合も理由書の添付をいただいた上で、協力金の対象としますが、協力開始日から要請期間の最終日まで、定休日等の店休日を除き、連続して要請に応じていただく必要があります。
7	緊急事態措置からまん延防止等重点措置に移行したが、緊急事態措置の終了後から通常営業を予定しており、すぐに要請に応じることができない事情がある。緊急事態措置の終了後から一時的に営業した場合、それまで要請に応じた期間の協力金は支給されないのか。	事情により、まん延防止等重点措置の開始から一時的に要請に応じられなかったとしても、緊急事態措置の終了まで連続して協力いただいております。まん延防止等重点措置の要請期間についても可能な限り早い日から要請期間終了まで連続して要請に協力いただいた場合、協力期間については支給されます。

京都府緊急事態措置協力金 F A Q

項目	質問	回答
8	特定大規模施設の運営事業者とは誰を指すのか。	別表1に掲げる特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者で、施設の管理運営権等の権限により、営業時間の短縮等を決定した者です。
9	施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在するショッピングモール等において、テナントとして1,000㎡を超える店舗が出店している場合、この店舗は特定大規模施設となるのか。テナント店舗となるのか。	ショッピングモール等が特定大規模施設となり、施設内の店舗はテナント店舗となります。
10	施設全体の休業・営業時間短縮等を決定する権限を有する者が存在しない施設において、入居する店舗がそれぞれ休業・営業時間短縮等を決定している場合、当該施設の管理者及び店舗の運営事業者は協力金の支給対象か。	当該施設の管理者は特定大規模施設の運営事業者には該当しないため、支給対象外です。 当該施設等に入居する店舗が、別表に掲げる施設で、1,000㎡を超える場合は特定大規模施設となり、その運営事業者は支給対象です。 当該施設等に入居する1,000㎡以下の店舗の運営者はテナント事業者には該当しないため、支給対象外です。
11	通常営業で、20時まで営業していた特定大規模施設が、19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	協力金の支給は、法に基づく要請を行い、これに協力いただいた事業者を対象としております。 19時までの営業時間の短縮は、法に基づく要請を行っていないため、支給されません。
12	通常営業で、22時まで営業していた特定大規模施設が、要請に応じて19時に閉店した場合、協力金は支給されるか。	時短要請に応じていただいておりますので、支給されます。 ただし、協力金の支給対象は、法に基づく要請を行っている20時以降の2時間分です（映画館又はプラネタリウムの場合は21時までの時短要請のため、1時間分です）。
13	自分が出店している施設の床面積が、1,000㎡を超えているかわからない。	施設の管理者等にお尋ねください。
14	大規模施設の敷地内で、飲食品の移動販売等を行っていたが、施設の営業時間の短縮に伴い時短営業した場合、協力金の支給対象となるか。	施設運営者との契約に基づき、継続的に事業を行っていたことが確認できる場合は、支給対象となります。 ・飲食店として飲食スペースを設け、通常時は20時以降の営業を行っていた場合は、飲食店に対する協力金が支給されます。 ・上記の飲食店以外の場合は、テナント事業者に対する協力金が支給されます。
15	同じ施設に出店しているのに、飲食店とそれ以外では協力金の支給額や、取り扱いが異なるのはなぜか。	要請内容や目的が異なるため、別制度となっています。 飲食店に対しては、飲食時の感染リスクが特に高いと指摘されていることから、個別の店舗に対し休業や時短営業を要請していますが、大規模施設に対しては、人流を抑制する観点から施設全体に対して要請を行っています。
16	一つの大規模施設内に、同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、協力金の支給額はどのよう算定されるのか。	同一のテナント事業者が複数の店舗を出店している場合、全ての店舗の面積を合算し、その面積に応じた額を支給します。
17	時短要請に応じた場合の協力金の算定について、「本来の営業時間」は、どのように考えるのか。	特定大規模施設については、要請対象外の店舗と、飲食店として協力金の支給を受ける店舗を除き、通常の営業において最も早く営業を開始する店舗の営業開始時間から、最も遅く営業を終了する店舗の営業終了時間とします。 例えば、通常の営業において、最も早く営業を開始するA店の営業時間が10時から20時、最も遅く営業を終了するB店の本来の営業時間が17時から22時の場合、本来の営業時間は10時から22時の12時間とします。 テナント事業者については、自身が運営する店舗に限ります。
18	特定大規模施設内にテナント店舗は10以上あるが、要請対象外のため休業していない生活必需物資売り場等を除くと10未満となる場合、テナント事業者等把握管理等に係る加算分は支給されないのか。	特定大規模施設の運営事業者に対し、施設内の協力金の支給対象テナント店舗の管理把握等の負担を考慮し加算するものであるため、協力金の支給対象となるテナントが10未満の場合は支給されません。
19	本協力金と、国の月次支援金や、ARTS for the future事業、J-LODlive事業による支援を併せて受けることはできるか。	左記の国支援制度は、本協力金と併給できないこととされています。 他の支援制度を検討される場合も、併給の可否を、それぞれの制度の所管窓口にご確認ください。